

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|--|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p> | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>平成20年度から、高分解能走査型顕微鏡及び試料断面作製装置は依頼試験や技術相談、開放試験利用、研究に使用している。特に高倍率での観察や高精度な元素分析、元素分布に使用しており、欠点や形態観察、微細構造観察に使用している。</p> <p>本契約は高分解能走査型電子顕微鏡（JSM-7001GC、日本電子(株)製）および観察面の前処理で使用する試料断面作製装置（SM-09010、日本電子(株)製）の点検業務を委託するものである。</p> <p>なお保守対象装置は高額かつ高度な分析機器であり、製造メーカーでなければ点検保守できない部品やシステムとなっている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>高分解能走査電子顕微鏡装置（JSM-7001GC）および試料断面作製装置（SM-09010）の保守点検及び整備可能な業者は、本装置のメーカーである日本電子(株)のみである。</p> <p>この日本電子(株)と代理店契約を締結しているのは、島津サイエンス西日本(株)であることから、本保守点検及び整備に関する業務を扱うことができる代理店は島津サイエンス西日本(株)のみとなり、他の業者は本業務を扱うことができない。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。